

## 広島県低炭素建築物手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「法施行規則」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年広島県規則第79号。以下「県規則」という。）の規定による低炭素建築物の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要綱は、竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町の行政区域内の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域の区域又は第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域に限る。）に適用する。ただし、三次市の行政区域内の区域にあっては、法第53条第1項ただし書の規定により広島県知事が所管行政庁となる建築物に限る。

(技術審査を行う者)

第3条 次のいずれかに該当する者は、県規則第5条に規定する適合審査を行うことができない。

- (1) 建築物の設計若しくは販売をする者
- (2) 建築物の販売を代理し若しくは媒介をする者
- (3) 建築物の新築等の工事請負をする者
- (4) 第1号から第3号に掲げる者に経営を実質的に支配されている者

(認定の申請)

第4条 法第53条第1項に規定する認定申請をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、法施行規則第41条第1項に規定する申請書の正本及び副本に県規則第2条に規定する知事が必要と認める図書（以下「認定申請書」という。）を添えて、広島県土木建築局建築課（以下「建築課」という。）に提出するものとする。なお、認定の申請に係る手数料は、係員の指示により、所定の窓口で納付するものとする。

2 認定申請者は、当該申請に係る建築物について、次のいずれかの手続を行うものとする。

- (1) 法第54条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を併せて申し出る場合においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の正本及び副本（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を必要とする建築物の場合は、正本及び副本2部）を建築課に提出するものとする。なお、建築基準関

係規定の適合審査に係る手数料は、係員の指示により、所定の窓口で納付するものとする。

(2) 法第 60 条に規定する建築物の容積率の特例の適用を受けない場合においては、次によるものとする。

ア 建築基準法第 6 条第 4 項、第 6 条の 2 第 1 項又は第 18 条第 3 項に規定する確認済証（当該申請又は通知に係る受理された広島県建築基準法施行細則（昭和 53 年広島県規則第 36 号）第 33 条第 1 項に基づく設計変更届も含む。以下「確認済証」という。）の交付を受けている場合は、確認済証に確認申請書の副本及びその添付書類、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 3 条の 4 第 1 項に規定する確認申請書の副本及び添付書類又は建築基準法第 18 条第 2 項に規定する計画通知書の副本及び添付書類を添えたもの（以下「確認済証等」という。）を建築課に提示し、確認済証等の計画内容と認定申請書の計画内容との照合及び確認を受けるものとする。

イ 確認済証の交付を受けていない場合は、その旨を申請書に記載し、建築課に提出するものとする。なお、確認済証の交付を受けた場合は、当該確認済証等を建築課に提示し、当該確認済証等の計画内容と認定申請書の計画内容との照合及び確認を受けるものとする。

(3) 法第 60 条に規定する建築物の容積率の特例の適用を受ける場合においては、当該確認済証の交付を受ける前に、認定を受けるものとする。

（計画変更認定申請）

第 5 条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画の変更をしようとする場合は、法施行規則第 45 条第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に県規則第 2 条に規定する知事が必要と認める図書を添えて、建築課に提出するものとする。

2 前条の規定は前項の申請について準用するものとする。

（軽微な変更）

第 6 条 認定建築主は、法施行規則第 44 条に規定する軽微な変更をしようとする場合は、設計変更届（別記様式第 1 号）を建築課に提出するものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第 7 条 法施行規則第 46 条の 2 の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が法施行規則第 44 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとする者は、県規則第 3 条に規定する軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ当該計画の変更の内容を示す図書及び法施行規則第 43 条第 2 項（法施行規則第 46 条において準用する場合を含む。）の通知書（以下「認定通知書又は変更認定通知書」という。）の写しを添えて、建築課に提出するものとする。なお、軽微変更該当証明書交付手数料は、係員の指示により、所定の窓口で納付するものとする。

(工事完了の報告)

第8条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了したときは、工事完了報告書(別記様式第2号)に必要な図書を添えて、建築課に提出するものとする。

(建築物の報告等)

第9条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の状況の報告を求められた場合は、状況報告書(別記様式第3号)に必要な図書を添えて、建築課に提出するものとする。

(認定申請等の取り下げ)

第10条 法又はこの要綱による申請書、報告書及び届出書を取り下げようとする者は、取下げ届(別記様式第4号)を建築課に提出するものとする。

(認定の取り止め)

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取り止める場合は、取止め届(別記様式第5号)に認定通知書又は変更認定通知書に副本を添えて、建築課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

第4条の規定による廃止前の県収入証紙に係る徴収措置は、平成26年10月31日までの間は、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第1号の改正規定は平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。